

第54期

令和2年度第3回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和2年8月5日)

滋賀地方最低賃金審議会

第54期 令和2年度 第3回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和2年8月5日（水）14時00分～14時30分
開催場所	滋賀県板金工業組合 会議室
出席状況	<p>公益代表委員 4人（定数5人）</p> <p>労働者代表委員 5人（定数5人）</p> <p>使用者代表委員 5人（定数5人）</p> <p>事務局 5人</p>
出席者	<p>公益代表委員 石井利江子 片山 聡 中 睦 平井建志</p> <p>労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 大西省三 吉田 守</p> <p>使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 待鳥労働局長、足立労働基準部長、 綿貫賃金室長、辰巳室長補佐、 唐牛賃金指導官</p>
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県最低賃金専門部会報告について ・滋賀県最低賃金改正決定について（答申） ・特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局（室長）

ただ今から、第3回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計14名のご出席をいただいています。最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められましたので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本日の審議会は滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けましたところ、3名の申込みがあり、本日、傍聴していることを併せて報告します。

それでは、以後の進行を会長にお願いします。

○会長

本日は大変暑い中、ご参加いただき、ありがとうございます。それでは早速ですが、議題の「(1)滋賀県最低賃金専門部会報告について」から始めます。

本日、この審議会の前に開催した第4回目の滋賀県最低賃金専門部会で、最低賃金改正に関する報告がまとまりました。事務局から報告書の朗読をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは、専門部会報告書を朗読します。お手元の資料、資料No.1をご覧ください。なお、朗読に際しては、別紙1は金額と発効年月日のみとさせていただき、報告書の専門部会委員のお名前と別紙2の読み上げを省略させていただきます。

令和2年8月5日、

滋賀地方最低賃金審議会 会長 中 睦 殿

滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会 部会長 中 睦

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月8日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したとこ

ろ、平成 30 年 10 月 1 日発効の滋賀県最低賃金（時間額 839 円）は平成 30 年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

別紙 1

前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 868 円

効力発生の日 法定どおり

以上です。

○会長

それでは、ただ今の専門部会の報告を受けて、議題の「(2)滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)」ですが、本審議会として採決を行います。

滋賀では最低賃金審議会令第 6 条第 5 項により最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決としていませんので、この審議会においても採決する必要があります。

滋賀県最低賃金の改正決定について、この報告書どおり 868 円、2 円アップ、引上げ率 0.23%としてよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔採 決〕

○会長

賛成が 7 名。

では、次に反対の方挙手を願います。

〔採 決〕

○会長

反対が 6 名。

賛成 7 名、反対 6 名なので、868 円、2 円アップ、引上げ率 0.23%を、本審議会の決定として、答申します。

事務局は答申文案の配布・朗読をお願いします。

〔答申文案の配布〕

○事務局（室長補佐）

それでは、答申文（案）を朗読します。なお、朗読に際しては、専門部会（案）と同様に、答申文（案）についても別紙 1 は金額及び効力発生の日、別紙 2 については読み上げを省略とさせていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 2 年 7 月 8 日付け滋労発基 0708 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成 30 年 10 月 1 日発効の滋賀県最低賃金（時間額 839 円）は平成 30 年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 868 円

効力発生の日 法定どおり

以上です。

○会長

ただ今の答申文案について、何かご質問等ありますか。

○全委員

〔質問・発言する者無し〕

○会長

それでは、これにより答申します。

〔会長から局長に答申文手交〕

○会長

ただ今、答申した滋賀県最低賃金の今後の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局（室長）

今後速やかに官報の手続きを行い、異議申出の公示を行います。

異議申し出を 8 月 20 日木曜日まで行い、8 月 21 日金曜日午前 10 時より本審議会を開催します。なお、今回は、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無についての答申があるため、異議の申し出がなくても 8 月 21 日の審議会は開催させていただきますので、お

間違いがないようお願いいたします。

○会長

異議の申し出があるか否かにかかわらず8月21日金曜日の午前10時から本審議会を開催しますので、委員の皆様には日程の確保をお願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。議題(3)の「特定(産業別)最低賃金の改正決定等の必要性の有無について(諮問)」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(室長補佐)

お手元の資料No.2の5ページをご覧ください。今年度の特定特定(産業別)最低賃金改正の申出状況となっています。令和2年7月16日に、労働者側より特定(産業別)最低賃金改正の申出書が提出されています。その申出書に基づき作成しています。

申出の内容は、略称で、「新繊維工業」、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「各種商品小売業」の6業種の改正決定の申出となっています。

これらの申出書及び添付された書類を審査したところ、いずれの申出書についても、必要事項の記載、必要書類の添付に加え、定量的要件を具備しているものと認められたので、本日、滋賀労働局長から滋賀地方最低賃金審議会会長に、改正決定等の必要性の有無について諮問を行わせていただきます。

○会長

ただ今の事務局からの説明について何か質問等がありますか。

○全委員

〔特に無し〕との発言あり。

○会長

それでは、諮問文の手交をお願いいたします。

〔局長から会長に6業種の改正決定等の必要性の諮問文をまとめて手交〕

○会長

事務局は、諮問文の配布・朗読をお願いいたします。

○事務局(室長補佐)

配布の資料No.3の諮問文を朗読します。

朗読に際しては、諮問の要旨及び最低賃金の件名のみの朗読とします。

滋労発基 0805 第1号

滋賀地方最低賃金審議会 会長 中 睦 殿

滋賀労働局長 待鳥 浩二

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維素製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金外 5 件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 16 日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

- ①新繊維工業最低賃金
- ②窯業・土石製品製造業最低賃金
- ③一般機械器具製造業最低賃金
- ④精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金
- ⑤自動車・同附属品製造業最低賃金
- ⑥各種商品小売業最低賃金

以上です。

○会長

ただ今、6 業種の改正の諮問文をいただきました。

諮問のあった 6 業種の改正決定等の必要性の有無については、特別検討小委員会で協議の上、次回の第 4 回審議会で答申します。

それでは、最後の議題 4 「その他」ですが、皆さんから何かありますか。

○全委員

〔発言無し〕

○会長

事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

特別検討小委員会については、8 月 17 日（月）午前 9 時 30 分から、この滋賀県板金工業組合 3 階会議室で開催しますので、特別検討小委員会委員の皆様はよろしくお願い申し上げます。

○会長

では、最後に局長からご挨拶がありますので、お願いします。

○局長

本日は、滋賀県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただき、有難うございました。また、専門部会の委員の皆様には、厳しい日程の中、真摯なご議論、ご審議をいただき、心より感謝申し上げます。

特に、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年になく経済状況にあり、先行きも大変不透明な中、予備日の本日にもご議論していただき、委員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしましたことに重ねて感謝申し上げます次第です。

また、7月16日にそれぞれの労働団体より改正の申出をお受けしておりました、滋賀県内の6業種に係る特定（産業別）最低賃金については、事務局にて、それら申出内容等について精査したところ、所定の要件を満たしていましたので、本日、これら6業種について、改正決定等の必要性の有無についての諮問を行なわせていただきました。

委員の皆様には、引き続き特定最低賃金の改正に係る調査審議にご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。本日、滋賀県最低賃金の改正決定の答申を行うことができました。滋賀県最低賃金の集中審議のために専門部会にご出席いただいた労使の代表委員の皆様はじめ、委員の皆様、本当にご苦勞様でした。

議事録の署名については、労働者側からは池内委員、使用者側からは西田委員、よろしくをお願いします。

本日の審議会はこれで終了します。

〔閉会〕